

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	住宅管理事業	会計名称	一般会計		担当課	都市住宅課		
		予算科目	8 款 7 項 1 目	事業番号	3830	所属長名	三谷 陽紀	
事業評価の有無	■ 評価対象事業 □ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	山内 祐一	
法令根拠等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法					実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造						【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	安らぎのある住環境づくり							
総合計画における本事業の役割	木造住宅の耐震化、空き家・廃屋の適切な取り壊し等を進めながら、安全・安心な住環境の整備に努めることを目指す。							
事業の対象	市民			事業の目的	民間木造住宅の耐震関連事業補助及び老朽危険空き家除去事業の補助を行い、安心して生活ができるようにする。			
事業の内容（整備内容）	一般民間木造住宅の耐震診断、耐震補強工事及び老朽危険空き家除却事業の補助を行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	耐震関連事業の実績がなかなかあがらないことを受け、広く活用していただけるよう周知に努めた。			

事業活動の内容・成果（D0）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）												
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績						
財源内訳	直接事業費	6,306	16,036	9,362	0	1,390	7,832	耐震診断補助事業	戸	5	11	1	1						
	国庫支出金	620	8,408	3,555	0	695	3,555												
	県支出金	225	1,800	1,056	0	285	522												
	地方債	0	0	0	0	0	0												
	その他	5,461	4,648	3,571	0	410	2,575												
	一般財源	0	1,180	1,180	0	0	1,180	耐震診断技術者派遣事業	戸		21	0	14						
職員の人工（にんく）数		1.10	1.20				1.20							耐震改修事業（工事）	戸	1	8	1	3
1人当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086												
※ 直接事業費＋人件費		15,152	25,739				17,535												
主な実施主体		業務委託、建築士会		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金、委託料													
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計								
						15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000								
成果指標	指標	（実績戸数÷予定戸数）×100				単位	⇒	区分年度	27年度	28年度	29年度	目標	毎年度						
						%		目標	80	80	80	80							
	指標設定の考え方	成果指標を目標に近づけることにより、一般民間木造住宅の耐震化が図られ、安心して生活が送れる。						実績	22.2	45									
						指標で表せない効果													

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		戸別訪問等周知に努め、市民に活用していただけるよう努めた。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	事業の実績がなかなかあがらないことを受け、今後も周知に努める。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が	A	事業の方向性 所 属 長 の 課 題 認 識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 一般木造住宅の耐震化及び老朽危険空き家除去に関する事業であり、市民の生命及び財産を守るために必要であるため。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☒	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 総合計画の基本施策を推進するに当たり、特に重要な事業と判断したため。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容 - 実績はぼちぼちであるが、適用して改修されている方もいる。防災面でも大事なので、ぜひ続けていただきたい。 - 受付戸数が少ない感覚がある。このペースでも結構ゆっくりであり、地震が来ないことを祈るしかない。一生懸命PRしているのに件数が増えないのはじれったい思いであるが、良い方法が浮かばない。どこに原因があるのだろうか。 - いろいろ工夫してやっている。もう少し皆さんが利用するといいと思う。特に診断はそれなりにカバーできることがあるとか、ほぼ負担がなくてできることもあるといった感じでアピールされるといい。 - 空家問題は今後ますます大きな問題になると思う。危険なものは優先的にしていただきたい。耐震診断に踏み出せない対象者は高齢者世帯の古い家だと思う。子どもがいて生活する人は新しい家に住むし、親の古い家を相続した人は危険だから診断・改修をする。そういう方を拾い上げていく以外にないと思う。苦労はかかるが引き続きお願いしたい。 - 非常にご苦勞なことである。今後法定相続人を探し出すだけでも大変な作業となる。頑張ってほしいとしか言えない。 - 全市に広報するのではなく、古い住宅密集地、若い世帯が住む周辺を先にやるという優先順位の付け方があると思う。 - 法律だから仕方がないが、危険と認定された空家を取り壊せば固定資産税が重くなる。インセンティブが働かない。
------------	------	--

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	☐	さらに重点化する。	コメント欄 住宅にはさまざまな問題がある。特に空家が増えてきており、耐震も含め重点化していかなければ安全は保てない。相続人が絡んだ空家問題も顕在化しており、事業は推進せざるを得ない。現状のまま継続とする。
		☒	現状のまま継続する。	
		☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
		☐	事業の縮小を行う。	
		☐	事業の休止、廃止を行う。	